

第四十三回国 参議院大蔵委員会会議録第二十八号 (刷直しの分)

昭和三十八年六月十三日(木曜日)

午前十時五十四分開会

委員の異動

六月十一日

補欠選任

小柳 勇君

六月十二日

補欠選任

野々山一三君

出席者は左の通り。

委員長

理事

委員

委員

佐野 廣君
柴田 榮君
西川甚五郎君
柴谷 要君
永末 英一君

太田 正孝君
高橋 衛君
日高 広為君
堀 末治君
森部 隆輔君
佐野 芳雄君
野々山一三君
野澤 勝君
原島 宏治君
大竹平八郎君

政府委員

大蔵政務次官

大蔵省銀行局長

事務局側

常任委員

会専門員

池田 清志君
高橋 俊英君
坂入長太郎君

説明員

国税庁次長 喜多村健三君

法務省刑事

局刑事課長 羽山 忠弘君

○金融緊急措置令を廃止する法律案

(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(佐野廣君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。

金融緊急措置令を廃止する法律案を議題といたします。

本案は、去る七月、衆議院から送付せられ、本委員会に付託されました。

それでは、これより本案の質疑に入ります。御質疑のおありの方は順次御発言願います。

○柴谷要君 金融緊急措置令を廃止する法律案の提案がなされておるわけでありますが、この法律案の提案説明の中に、戦後十数年を経て、経済情勢も推移したため、同令を存置する必要がなくなつたと認められるので、同法案を廃止する、こういうふうになつてあります。そういうふうになつて

あります。その理由が、本年の経済情勢の推移ではなくて、もう数年前からこういう情勢は考えられておつたというふうな感じがするわけであり

ますが、一体、大蔵省がこの措置令を廃止しようと考え、いろいろ関係の向きと話し合いをしてきた経緯があると思

うのでありますが、この点について、当時の関係者でないからわからないかと、こういう御答弁にはならないか

と思ひますので、ひとつぜひ経緯について最初にお尋ねしたいと思ひま

す。

○政府委員(池田清志君) 金融緊急措置令は、御案内のとおり、終戦後のわが国の経済界がこんどんとお

るときにおきましては、預金の封鎖でありますとか、融資の制限、禁止でありますとか、そういう大事な役目をつとめて参つたわけでございます。だ

んだん経済界がよくなくなって参りました、それらの措置をいたしましては、同令による必要がなくなつて参り、したが

いがいまして、同令をいたしましてその任務が大体終了して参つておるわけ

です。ここにおきまして、今お示しのように、大蔵省におきましては、数年

前からこれを廃止いたすべく、いろいろと調査あるいは関係省との相談や準備を進めて参つたのでありますが、それがこの国会におきましてそのことを国会にお願いをしているわけ

です。詳しくは専門の政府委員からお答えいたします。

○政府委員(高橋俊英君) 今政務次官から御説明いたしましたように、この法律はそもそも戦後の緊急事態に対処して作られたもので、したが

まして、緊急なもの甲、不急なもの乙、その中間にあるものは乙というふうな分類があるわけでありま

法務省に對しては、廃止したいのだけれども、係属事犯の關係等もあるであらうから、どういふ意見であるかという

の他すべての金融関係の業界におきましては、資金調整委員会というものを作って、重要な産業に資金を供給する、しからざる全く反対の不急な資金はこれを抑制するということを自主的にすてやっておるわけでございます。この法律がなくなりまして、その趣旨においては十分生かされて運営ができるという体制が整っております。そういうこともございまして、今回ようやく廃止をするというふうにきめた次第でございます。

○柴谷要君 大体の経緯はわかりましたけれども、法務省の見解として述べられておりますのは、金融機関融資準備を廃止したいということで、大蔵省から法務省に一昨年でございましたか出された。この準備を廃止するということ、金融緊急措置令という法律がありながら、これも無意味なものになる。これを廃止するということになる。経済関係罰則ノ整備ニ関スル法律にも影響してくる、こういうふうなたいへんな関連性を持った法律である、こういうふうになっておるので、慎重を期してきまして、こういうふうな法務省の見解であった。ところが、準備のほうはさておいて、緊急措置令廃止法案が出てきた。こういうことについて、この中に盛り込んでおきます措置令の法律として果たしてきた役割は、今日の段階では全然何にも要らない、これに抵触するものはないのだ、こういうふうな見解をお持ちになってこの廃止を決定して出されてきたのか、多少触れるところはあるけれども、もう大半がこの法律は無意味なものだ、こういうことでお出しになってこれらたのか、その点、少し詳しくお話をい

ただきたい、かように思います。
○政府委員(高橋俊英君) ただいま法務省の方がお見えになりましたので、刑罰に関する、特に経済関係罰則ノ整備ニ関スル法律ですが、その方面につきまして技術的なことは法務省のほうからお答えがあると思っておりますが、大蔵省のほうの見解といたしまして、この準備を廃止するということの中身をなくするものであるから、したがって措置令そのものを廃止するというに踏み切ったということ、先ほど申し上げたとおりでございます。

それによりまして、罰則のほうは、ここに掲げられておる金融機関の職員に関する罰則はなくなるわけでございますが、これはそういう、まあたとえて申しますれば、収賄というふうな事例につきまして、今までは公務員同様の罰則があつた。それがなくなるということについて不都合はないかというお尋ねの趣旨だと思つて、私も、むしろ、金融機関の職員がこの法律がなくなつたからといって、そのような行為をなすことは道義的にも許しがたいことであると存じます。しかしながら、これを刑罰によつて規制しなくとも、すでにこれらの趣旨は金融機関にもよく徹底しておりますし、この法律がなくなつた後におきましては、ますますそういう道義心といひますか、金融機関の公共性にかんがみまして、そのような不都合な行為はあるべきでないということを徹底し、いつてみれば、綱紀をますます厳正にして遺憾のないようにしたいと考えておるわけでございます。

いろいろ他の経済関係の罰則とのバランスの問題は確かに残るわけでございますが、それにつきましては、法務省のほうからお答え願いたいと思つております。
○柴谷要君 金融緊急措置令の問題と、経済関係罰則ノ整備ニ関スル法律と、この関連を持っておるわけでございますが、この経済関係罰則ノ整備ニ関スル法律、このほうは大體法務省の所管事項でございます。まあそういう形になっておるのですが、先ほどちよつと疑問をお互いに抱いたのは、経済関係罰則ノ整備ニ関スル法律の「別表乙号第二十四号を次のように改める。」として、「削除」ということがこの緊急措置令を廃止する法律案にうたわれてきたわけですね、この出し方。本来であれば、経済関係罰則ノ整備ニ関スル法律の一部改正ということ、「別表乙号第二十四号を次のように改める。」「削除」、こう国会に出されるのが、僕は順序じやないかと思つておるのですが、これが他の法律をここでうたつて提案されておるといふこの経緯、これが正しいのかどうか、この点をひとつ数えていただきたいと思います。緊急措置令に二十四号の削除、こういう項目はないわけですね。経済罰則のほうにこれがあるわけですね。それならば、なぜ経済関係罰則ノ整備ニ関スル法律の一部改正として出されてこないものか、こう思うわけですね。そうなるというところ、その改正は法務省のほうで、法務委員会のほうに出ないかきやならぬ、大蔵委員会じやないか、こう思うのですが、この出し方についてちよつとどうも、しろうとでございませうか、どうぞ丁寧に教えていただきたいと思います。

○説明員(羽山忠弘君) 答えたいと思います。このような法律の附則の書き方は、今回の法改正に初めていたしましたのでございませんで、この法律自体の過去の改正の際にも、このようなほかの法律をいじりました、その附則においてこの法律の罰則を落とすというふうなことをやつた前例もあるわけでございます。
で、非常に正確と申しますか、あるいは事柄をはっきりいたすためには、御質疑のようなやり方があるいはいいということがあるのかもしれないが、緊急措置令を廃止する法律案を一本出しまして、それからもう一つ経済関係ノ整備ニ関スル法律の別表第二十四号を削除する法律案というふうなことに相なるかと思つてございませうが、そういったら、非常に内容が関連いたしております法律案を別々に出すということに相なりまして、かえつてわかりにくいようなことになるのではないかと考えるのでございませう。
いずれにいたしましても、今回の形は、内閣法制局とも十分に相談いたしましてやつたのでございまして、特に新しいとか、特別な形ではないように考えるのでございませう。

○柴谷要君 今のような答弁じや納得いかぬ。附則だから軽々しく扱うような傾向になつてくる。少なくとも本則があり附則があるのだから、それなりに独立した法律案であるからには、経済関係罰則ノ整備ニ関スル法律という問題を、中をいじるのだから、だからそれを一部改正というところで提案をし、それから緊急措置令を廃止する法律ということで提案をすればいい。二重にすべきですよ。ところが、

緊急措置令の廃止を出すと同時に、その中によその法律の内容をうたつて、それを削除するのだというのが、前例があるというなら、それをあなたには正しい扱いだ、こういうふうに考えておられるのか、私の申し上げることが取り扱ひ上は正当だとお考えになるのか、そこをひとつお聞かせ願いたい。
○説明員(羽山忠弘君) 別に、實質的に御審議をいただいておりますわけでございます。決してこの附則のほうで落とすことが特に不都合であるということはないように思つてございませうが、たとえこの経済関係罰則ノ整備ニ関スル法律は、御承知のように、別表におきまして各省の所管となつております団体を取り込んでおるわけでございます。したがって、その各省のほうで、いろいろな法律の改廃をなされたときに、その附則で経済関係罰則ノ整備ニ関スル法律をいじるということ、別にそう不都合ではないのではないかと、こういうふうな考える次第でございませう。
○柴谷要君 私はこんなことであえて論争しようとは思わぬが、法律を作つた場合には、だれのために法律を作るのかといへば、国民のために作るのです。国民に一番見やすい法律を作るといふのが立法府の考え方でなければならぬ。そういうふうに考えてきましますと、確かにこれは、専門家が国会で審議する場合にはこれでいいんですよ。別に不便は感じないのだけれども、独立立法がここにある、ところが、他の立法を廃止するときに、その法律を、他の独立立法の内容までもここにうたうことがほんとういへば正しいのか、そうでなく別々にやつたほう

が正しいのか、こういう議論なんですから、だから、これは親切にいくならば、独立立法の内容を変える場合には、ちゃんと一部改正で出されたほうが筋の通った行き方ではないかということをお聞かせいただけます。そうすればわかりやすい、こう思うわけですが、あなた方、専門家ですから、つまらない質問をしやがると、こう思うかもしれませんが、まあこの問題については、そういう扱いが正しいような感じがしましたので、御質問を申し上げたわけですが、今の答弁でわかりました。

そこで、次の問題をお尋ねしたいと思っておりますが、この法律は、御承知のとおり、非常に古い法律でありまして、今日まで早く廃止しようという気が政府自身におありになったようではありませんけれども、なかなか関連の問題がたくさんあるので、廃止に踏み切れなかつたけれども、今次国会にこれを提案してきた、こういう経緯が衆議院の刑事課長さんの答弁で、速記録を見ましてよくわかりました。しかし、法律にもいい法律と悪い法律があると思っておりますが、これは常識的にわれわれが見た場合に、廃止するのだからいい法律でないことは間違いないと思います。あなたが今日までこれを扱ってきただけで、こういう法律がなくともいいんだとお考えになったこととございますか。早く廃止したほうがいいとお考えになったこととあります。この点についてお聞かせいただきたいと思っております。

○説明員(羽山忠弘君) 形式的にはこの法律は、ごらんのように、非常に整理が悪くなって参っております。したがって、ただいま仰せの国民にわ

かりやすいという意味から申しまして、現在の姿における経済関係罰則ノ整備三閣スル法律は何らかの形で直さなければいけない、かように考えているのでございます。その次に実質でございまして、たとえば別表乙号に、先ほど申し上げたように、各省所管の各種団体の名前を掲げまして、その贈収賄あるいは秘密漏洩というようなものを処罰する建前になっておるのでございますが、これは戦中におきましては、あるいは戦後の統制経済を實施して参りました、経済状態が非常に異常な時代におきましては、一応法務省において総合的にこの法律を運用するという立場から考えてやるのが適当であるという判断のもとになされたことと思っておりますが、その後いろいろ統一のものを考えるような時代ではなくて参りました。したがって、今回提案になって参りますように、はたして銀行の役員がどの程度まで金融統制の仕事をやっているか、あるいは、その金融統制をやっているといはしまして、それらのものの汚職あるいは秘密漏洩というようなものを、刑罰の制裁をもって規律していくのが適当であるかどうかというところにつきまして、法務省の判断というよりは、所管省である大蔵省その他各省の御判断に待つのが正しいという考え方になって参りました。

用によつて事件として取り扱われております件数なり、あるいはできれば、別に名前を申し上げるということではございませぬが、どういう程度のことをご犯罪として検挙しているか、そういうものについて差しさわりのない範囲で、御無理かと思ひますけれども、御説明をお願いしたい、こう思ひます。

○説明員(羽山忠弘君) このたびの法律案を国会に提案されますに際しまして、去る三月二十八日をもちまして、経済関係罰則ノ整備三閣スル法律違反事件といたしまして、その当時全国の検察庁で受理いたして参ります事件、並びに裁判係属中の事件の調査をいたしましたのでございまして。その概要は、総人員にいたしまして当時八十八名でございまして、そのうち検察庁の段階でまだ未処理となつて参りますのが十一名でございまして、裁判所の一審に係属して参りますのが四十八名、二審、すなわち高等裁判所に控訴して係属いたして参りますのが十名、最高裁判所で三審係属中というものが十九名でございまして。

業、すなわち懸案になって参りますものが電気事業と鉄道事業でございまして。その内訳を申し上げますと、銀行、相互銀行、保険会社の関係におきましての贈収賄として起訴いたして参りますのが、先ほど申し上げました八十八名の中で三十一名でございまして。それから電気事業、これはたとえば電力会社が石炭の購入にあたりまして、電力会社の役員が石炭の業者からいろいろをもらつたというような案件にかかると、それが二名、その他が先ほど申し上げました農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用金庫、労働金庫、信用組合、かような団体の役員員の収賄でございまして。したがって、秘密漏洩というふうなことで起訴になつて参ります事件はございませぬ。

その事件の内訳でございまして、御承知のように、経済関係罰則ノ整備三閣スル法律違反と申しますのは、このたびこの廃止の提案がなされて参ります銀行、相互銀行、保険会社というふうな金融機関のほか、判例上、この法律第二条にいう特別の法令により設立されたものあるいはそれに準ずるものとなつて参ります農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用金庫、労働金庫、信用組合というふうなものに役職員に関する犯罪があるものでございまして。それから、この法律の第二条にやはり規定がございまして、独占事

であられます法務省の見解をひとつお聞かせをいただきたいと思ひます。たいへんむずかしい問題で恐縮でございまして。

○説明員(羽山忠弘君) この係属をいたして参ります八十八件は、それぞれがいつ起訴になりましたか、ただいま正確に承知いたして参らないのでございまして、非常に長く裁判にかつておるものがあるわけでございます。したがって、非常に遅いものでございまして、たとえばこれが今から五年前、六年前、あるいは七年前と、最近犯されたものであるのとによりまして、非常に犯情が違ふと思ひます。ございまして、したがって、個々の事件につきましては、一般刑法犯と比較いたしまして、決して特にこの関係の犯罪のほうを重くするとか軽くするとかいう処分はしてないと思ひます。ございまして、最近この処理の態度と申します。法務省が最高検を通じまして現場に指示いたして参りますところを御参考までに申し上げます。すなわちこのたび法案を提案して参りますことになつて参りますし、また、経済関係罰則、整備三閣スル法律全般にわたります、先ほど申し上げましたように、再検討を要する段階になつて参りますので、本年になりましてから、この関係で起訴いたしたる場合にはきわめて慎重な配慮をいたして参りますが、すべてこの関係の法律につきましては、事実上検事総長のところまで稟請を要する。そして本年になりまして起訴が一件か二件あるようでございますが、それはこの法律の違反だけで起訴して参りませ

御質問で恐縮でございまして、ただいま御発表いたしました鉄道事業二名、電気事業十一名というものは、起訴された事案のようでありまして、これは特別の法令によつて設立された会社でありますから、国の補助をもらつたり、あるいは国から出資をしたりという特定の会社であるわけですが、事業体であるかと思ひます。そういうところから請負業者等と、贈賄側があり収賄側があるというところでありますから、その起きた内容が、一般刑事事件と比較して、それらの行為といふものが、非常に慎重なべき行為であるか、あるいは多少情状酌量のできるようなものであるか。法律があるから、法律で規制をしたのだ、法律によつて処罰をするのだ、こういう建前でおやりになつておると思ひますが、その点は、担当

わいろをもらいまして、しかもその贈賄者に対して特にその所属しておりませう団体の不利益において金を貸し付け、もう少しはつきり申し上げれば、背任あるいは横領的な行為を伴った贈賄、こういうようなものをふんまえてまして処分いたしておるように考えるのでございます。

○榮谷要君 廃止をされまますという、もとの親の法律がなくなる。しかしながら、この法律は廃止をいたしましても、この法律の施行前における行為に對する罰則の適用については従前の例に従つてやるのだ、こういうことになりまますという、その八十八名の人たち、一番、二審、あるいは最高裁の、あるいは未処理の十一件等も処理されるかと思つてありますが、根本である親法律がなくなつてしまつて、そしてこれから審理を続けるということになるという、たいへんな精神的な面においてもいろいろな苦勞が生まれてくるのではないか、こういうふうにも思ひますけれども、これに對して刑事課長さんにお尋ねするのはどうかと思つてありますが、できれば大臣から所見を伺いたいと思ひますが、こういうものを残しておいたほうがいいのか、それとも、先ほどお尋ねしましたように、親法律がなくなつていく問題であり、この法律に關連をして犯した行為であり、そう、何と申しますか、激しいものでないということならば、あとに引かないようなきちつとしたものにしてしまふこともまた一面法律改正の行き方ではないかというふうにも考えられるのでありますけれども、この点に對する見解をお持ちになりましたら、これは非常に微妙な問題

でございますから、ひとつ法務省の見解というふうなことをお尋ねするわけではなしに、刑事課長としての御所見でもございましたら、お聞かせを願ひたい、こう思ひます。

○説明員(羽山忠弘君) 實は、必ずその御質問をちようだいするということでございます。大臣から十分にひとつ御説明を申し上げるようになつて、命令を受けて参つておられますので、一言申し上げさせていただきます。

この法律の立案に際しまして、閣議が行なわれましたときに、もうすでに、これからこの二十四号を廃止してしまふのであるから、現在の係属中の事件につきましても、「従前の例による」というような一なことをしないで、すかつと全部やめてしまつたらどうだ。すなわち現在係属中の一係属中と申しますか、係属中のものは二十六名で、三月二十八日現在で検察庁の未済が五名でございますが、いずれにいたしましても、この三十一名が問題になるわけでございます。そのうちで一番係属中が二十名、二審係属が二名、三審係属が四名、こういうふう

に、どちらかと申しますと非常に少ない人数の人々の、まあ直接は、理論的には何もこの人々の問題ではないわけでございますが、事実上はこの人々の問題になつて参るわけでございます。

これは確かに法律を廃止いたしました場合に、刑法の六条の刑の廃止に該當するものとしたしまして、処罰しないものとするというを行なつた例があるわけでございます。それは、御承知のように、終戦直後刑法におきまして姦通罪その他を廃止いたしました

た。それから、治安維持法その他のいろいろな法律を廃止いたしました。例の、ボツダム宣言受諾に伴つて改廢をする法律というものがございまして、それによりましていろいろ廃止いたしました。その中には、そのほかに、たとえば陸軍關係、海軍關係というふうな事柄に伴う罰則と、いろいろなものがありまして、それから一番有名なものは不敬罪でございますが、不敬罪を廃止いたしました。それらにつきましても、この廃止前にした行為に對しての罰則の適用については従前の例によるというふうなことはいたさなかつたわけでございます。これは非常に高度の判断に基づく立法政策の問題でございます。当時の政府なり国会なりが、不敬罪を廃止して、なお昔にやつた不敬罪は処罰するというふうなことにいつては政策的に妥當ではないのではなかつたかという御判断のものになされたと思つてございまして、ただこの種の統制經濟關係法令につきましては、その後も改廢のつど、一応こういう「従前の例による」という形を残すのが例になつておることは、御承知のとおりでございます。

それからまた、「従前の例による」という形を残さないものにつきては、それは有名な限時法の理論を適用いたしまして、やはりその行為時において悪であつたものは、裁判時において法令が変わりましても、処罰し得るんだという建前をとつておりますこと、御存じのとおりでございます。これは、たとえば統制經濟がございまして、価格の統制があつた。そこで、やみをいたしたところ、あとでこ

れがなくなつたときに全部無罪ということになりますと、いずれこのような統制經濟關係法令というものは、戰爭中とかあるいは戦時の非常に窮屈な經濟状態のもとに作られます非常に特殊な臨時的なものでございまして、違反をうまくやつて、逃げ回りますまくやつておれば、いずれは無罪だ。それから、わが日本の現状におきましてはなほ遺憾なことではございまして、裁判が非常におくれるという事実があるわけでございます。したが

ばすというふうなことが行なわれましても、もしそれがまた法令の改廢の時期を待つということになりましては、これはなほ遺憾なことだといふふうにか考へるわけでございます。そこで、それやこれやを考へ量いたしまして、おそらく従来の統制經濟關係の法令の罰則を初めといたしまして、一般に行政取り締まり法規の罰則の廃止の際には、こういう經過規定を置くことが例となつておるように見受けるのでございまして、この經濟關係罰則ノ整備ニ關スル法律につきましても、戦後二回にわたつて改正在行なわれておるのでございまして、そのつどこのよ

いという事で思い切ったことをやらされた、しかし経済事犯の問題についてはちゃんと経過規定を残して今日まできておると、こういう説明で、よく法務省の見解はわかりました。あえてこの質問をしたのは、あなたが先入観を持って答弁されておるような感じがしたことは、何か今日問題になっておる、事件になっておる人たちを免訴してもらいたいがためにわれわれがこういう質問をしているように、先入観を持って答弁されたとすれば、これは間違いで、われわれはあくまで慎重審議をする中においてこの問題の終結を見たい、こういうことでございませうから、しかし、大臣から特に言われたという御懇切な答弁がありましたので、よく真相がわかりましたので、多少時間をかけて慎重に審議をして参りたいと思ひます。時間の都合上、本日は質問をこれで終わります。

○西川基五郎君 刑事課長の答弁の中で、閣議において、そんな—というような言葉を使われたのですが、そんなことをだから聞かれましたか。不穏当だ。—というような言葉を使われた。

○委員長(佐野廣君) 速記をとめて。
○委員長(佐野廣君) 速記を起し

○森部隆輔君 お尋ねいたしたいと思ひますが、今度の長雨で西のほうに農作物の被害があつたことは御承知のとおりであります。私は自分の県で福岡の実際を見たのですが、ほとんど裸麦は全滅、小麦も大体全滅に近いような状態で、九州の他の県もおそらく福岡と変わりない。四国も同様だと思ひ

のですが、これらの農産物の被害はひとりと表ばかりでなく、菜種、あるいは蔬菜、果樹等にも、それぞれ程度の差があります。非常な被害があつたのですが、七月は御承知のように税の予定申告の時期になっております。したがって、第一期の分も納税をする建前になる。これに対してどういうお考えを持っておられるのですか、それをお尋ねいたしたいと思ひます。

○説明員(喜田村健三君) 今回の長雨で農作物の被害が相当全国的に出ているという事は、たゞいまお話ししておりでございます。これに對しまして税の面でどのような対策をとつていかうかということにつきまして申し上げますと、まず今お話しがありました三十八年分の所得が被害のために相当減少すると、こうたゞいま見込まれるものがございますので、そうしたものは、七月に納期の到来いたします予定納税額、この減額申請をやつていただくことになっております。これは六月一日の現況で昨年よりも所得が減ると見込まれる方は、減額承認申請を六月中旬に出していただく。特定の場合には、七月一日の現況で七月十五日までに出していただく。そして出された承認申請につきましても、今回の長雨が七年來の本格的なつゆによるものであるというふうな事情に顧みまして、できるだけ災害の場合に準じた取り扱ひをして承認するようにということ、すでに会議等で連絡しましたし、指示をいたすことになっております。

それから、それでは、今のは税額の計算の問題でございませうが、そのほかに納期をどうするか、あるいは納税猶予をどうするかという問題について申

し上げますと、災害がありました場合には、一律に地域を指定して申告期限を延長する措置が取り得ることになっておりますが、今回の雨は全国一律には、状況がいろいろ変化いたしますので、そうした地域を区切って指定して期限を延長するという措置をとるまでにはまだ至っておりません。ただ、個々の納税者の方々の事情によりまして、どうしても期限内に申告あるいは納税ができないというふうな事情のある方の場合には、個々に申請していただいで、それで申告申請期限、たとえば今の減額承認の申請の期限を延長しますとか、あるいは納期限を延長するということを申請していただいで、それに対しては実情に即して臨機に適正な処理を行なうということを示していたしております。

それから、今のように期限を延ばすということのほかに、長雨で農作物の被害を受けた農家に対して、予定納税額を申請によりまして納税を猶予するという措置も別に税法でとれることになっておりますので、これはたとえば農作物の被害によりまして何カ月間か取り扱ひを延ばすという、それだけ取り扱ひがきまつております。あるいは長雨による農作物の被害のために金繰りが非常に苦しくなつて、納付困難であるという場合には、それに応じて納税の猶予を認める、こういう措置をとり得ることになっております。

これらの措置につきましても、すでに通達を出しまして、税務署のほうで適正にそうした処理を行なえるように指示いたしましたし、それから個々の納税者の方々に十分その趣旨を周知す

るということにつきまして、万全の手を打つようになつておられることをあわせて指示してございます。それから、減額承認申請の手続をとり得るといふことにつきましても、予定納税基準額の通知を出します場合には、その通知書にもそうしたことが書いてございませうし、また同封するパンフレットにもその手続等を詳しく書いてございませう。そうしたことで、今回のこの被害を受けた方々の方々に對する税の取り扱ひが実情に即したものであるように、手を打つておるところであります。

○森部隆輔君 重ねてお尋ねいたしたいのでありますが、個々の農家が申請しなければならぬのですか、個々に所轄税務署に。
○説明員(喜田村健三君) 一応、税法の建前は、個々の農家から個別に申請するということになっております。なあれは多分十七日か十八日にまとまると思ひますが、御存じのとおり、大体において相当被害が大きくて、ほとんど全部のその県に対しては、ことに九州四国等においては大部分の農家、全部の農家に大きな被害があることは明らかでございませうから、個々の農家が個々別々に税務署に減額の申請をすることは、いふん煩にたえないことでもありまして、何とか便法はないものでないか。たとえば農業協同組合を利用してとか、あるいは市町村のほうで一括して、その農業者の、あるいは程度の問題もありませうが、一応農協の正会員というの農業者をやつていると見ていいのですから、そういうものは農協が一括して申請する、あるいは市町村のほうで申請をしてあげる、

○説明員(喜田村健三君) 一応申請書は個々の名前一枚々々出していただく。ただし、その作成は、たとえば農協で全部代筆して書くとか、まとめて出す、そういうことは一般の申告の場合にもあり得ることです。ございませう、そうした手続をまとめて出していただくという事はあり得ても、一応の申請書は別々に出していただく。各人の名前を出していただく。ただ、その審査にあたりましては、税務署における審査におきましては、大体その地方で、何割なら何割の被害があつたという場合には、その処理は大体統一的にできるので、それほど審査に手間をとるといふことはないと思ひますが、一応形式的に申請書だけは個々に一人ずつ出していただく、こういうことになっております。

○森部隆輔君 重ねて。たとえば七月の第一期の納税すべき分を、あるいは米の収穫まで延期してもらつたら、第二期が十一月だが、その二回の分を米代金の収納期まで延期してもらつたら、そういう場合も、やはり個々別々に延期することの申請をしなければならぬのですか。

○説明員(喜田村健三君) 先ほど申し上げましたのは減額承認申請でございますが、今度は納税の猶予、それにつきましてでも一応やはり建前は個々に出していただく、個々に申請していただく、こういうことになっております。その事実上の手続をなるべくまとめてやるということにつきましては、それぞれ農協とかあるいは市町村と連

○説明員(喜田村健三君) 先ほど申し上げましたのは減額承認申請でございますが、今度は納税の猶予、それにつきましてでも一応やはり建前は個々に出していただく、個々に申請していただく、こういうことになっております。その事実上の手続をなるべくまとめてやるということにつきましては、それぞれ農協とかあるいは市町村と連

絡をとって事実上まとめてやっていた。ただ、一応形式上は個々に申請していただく、こういうことにはいたしたいと思っております。

○森部隆輔君 そういう建前で、あくまでもそれは個人が対象でありますから個人の名義で申請書を書かなければならぬ。ただし、農業者の救済というものは御存じのとおり非常に多いのですから、単に表だけの減収でなくとも、あるいは蔬菜、あるいは農業だけの収入でなくても他の所得が幾らかあれば納税の対象になるのですから、そういうものもやはり合わせた場合においては、総額においては予定の収入が出せない、やはり減額しなければいけない場合があるのです。ですから、それは個人ごとに出すという建前でなければどうしてもいかぬということであれば、できる限り農民に親切になるように、地方の国税局あるいは出先税務署等にも通達かなにか出していただいて、あるいは農協とかの団体が常に毎年いろいろ折衝いたしておりますし、いろいろ便宜も、お手伝いもいたしております。なるべくできるだけ簡素に、個々の農家の一人々々が自分で一々書くようなことでは煩にたえまさんから、できるだけ便宜に、個々の農家が非常に困りますから、ああいうことは、便宜な方法をこの際とっていただきたいと思っております。

○説明員(喜多村健三君) たとえば確定申告書を出します場合に、やはりこれも個々の納税者が個々に出すということになっていきますが、実際は農協でまとめて記載して出しておるという事実、一括的な処理をいたしたわけでありますので、それに準じて今回も減額

申請を農協で取りまとめて書く、こういうことに事実上なるだろうと思えます。こうした点、御迷惑かけないよう……。

○森部隆輔君 それじゃ、もう一つ。そういう建前であれば、それ以上私は追及いたしません。ひとつ重ねて第一線の農家に直接触れる地方の税務署、あるいは国税局等に、税務署が主に当たっているのですが、親切にひとつできるだけの便宜をはかってもらうように、この上とも御配慮を願いたい。これは希望ですが、つけ加えておきたいと思えます。終わります。

○委員長(佐野廣君) それでは、先ほど西川委員御指摘の点につきまして、委員長におきまして会議録を調査の上、適当な処置をとることにいたします。

本日は、これにて散会いたします。
午前十一時五十一分散会

六月七日日本委員会に左の案件を付託された。(予備審査のための付託は四月五日)
一、金融緊急措置令を廃止する法律案
六月十二日予備審査のため本委員会に左の案件を付託された。
一、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とマラヤ連邦との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案
所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とマラヤ連邦との間の条約

の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案
所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とマラヤ連邦との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律

第一条 この法律は、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とマラヤ連邦との間の条約(以下「条約」という。)を実施するため、所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)及び法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の特例その他必要な事項を定めるものとする。
(配当に対する源泉徴収に係る所得税の税率の特例)
第二条 所得税法第一条第二項の規定に該当する個人又は同条第六項の規定に該当する法人(同条第七項の規定により法人とみなされる社団又は財団を含む。)で条約第二条第一項(以下「連邦の居住者であるもの(以下「連邦の居住者」という。))が支払を受ける条約第七条第一項本文に規定する配当で同法の施行地にその源泉があるもの(その者の同法の施行地にある条約第二条第一項(一)に規定する恒久的施設に帰せられるものを除く。)に対する同法第十七条第一項、第十八条第二項又は第四十一条第一項若しくは第二項の規定の適用については、これらの規定中「百分の二十」とあるのは、「百分の十五」とする。ただし、当該配当のうち条約第七条第一項

ただし書の規定に該当するものに対する同法第十八条第二項又は第四十一条第一項若しくは第二項の規定の適用については、これらの規定中「百分の二十」とあるのは、「百分の十」とする。
2 前項の規定は、同項に規定する配当に対する所得税額をその支払を受けるべき金額の百分の十五(同項ただし書に規定する配当に対する所得税額については、百分の十)に相当する金額以下とする他の法律の規定の適用を妨げない。
(配当に対する申告納税に係る所得税等の軽減)
第三条 所得税法第一条第八項第一号又は法人税法第一条第四項第一号に掲げる事業を有する連邦の居住者が前条第一項に規定する配当に係る所得を有する場合において、その者の所得税額又は法人税額のうち当該所得に対応する部分の金額が、当該配当の金額の百分の十五(同項ただし書に規定する配当については、百分の十)に相当する金額をこえるときは、その者の所得税額又は法人税額につき、そのこえる金額に相当する税額を軽減する。
2 前項に規定する所得ち当該所得税額又は法人税額のうち当該所得部分の金額は、当該所得の生じた年分前事業年度分につき、同項の規定の適用がないものとして計算した場合における所得税額又は法人税額に相当する金額から、当該所得が生じたものとして計算した場合における所得税額は

法人税額に相当する金額を控除して得た金額とする。
(実施規定)
第四条 前二条に定めるもののほか、条約の実施及びこの法律の適用に關し必要な事項は、大蔵省令で定める。

附則
1 この法律は、条約の効力発生の日から施行する。
2 第二条中所得税法第十七条第一項及び第十八条第二項の規定に係る部分はこの法律の施行の日の属する年の一月一日以後に支払を受けるべき第二条第一項に規定する配当について、同条中所得税法第四十一条第一項及び第二項の規定に係る部分は、同日以後に支払を受けるべき当該配当でこの法律の施行の日以後に支払われるものについて適用する。
3 第三条の規定は、この法律の施行の日の属する年の一月一日(同条第一項に規定する者が法人である場合には、当該法人の同日以後に最初に開始する事業年度の開始日)以後に支払を受けるべき同項に規定する所得について適用する。

昭和三十八年六月十八日印刷
昭和三十八年六月十九日発行